

第17課 意思能力と行為能力 その1

これまで、自然人にはすべて権利能力が認められるということを知ってきたが、権利能力というのは、単に権利義務の主体となりうる地位にすぎない。実際に人が民事上の権利を取得したり、義務を負ったりするには、意思に基づいた何らかの行為が必要である。

近代法思想に基づく**私的自治の原則**の下では、人が権利を取得したり、義務を負ったりするのは、すべて人の**意思**にその根拠があると考えられている。逆に言えば、意思のないところに権利義務はない。意思に基づく行為をすることによって、そこに法律関係が形成され、権利義務が発生するのである。

したがって、人が有効な法律関係、つまり法律上の保護を受けべき権利義務関係を形成するには、自己の行為の結果を判断できる精神的能力が必要になる。こういう約束をすれば、こういう権利を得られる、あるいはこういう義務を負わなければならない、などといった判断ができなければならない。そのような判断ができる人によってなされた法律関係の形成が初めて法的に保護を受け、拘束力をもちうるのである。このような判断ができる人の能力を「**意思能力**」という。

しかし、このような意思能力の有無は、一般的に決めることができるわけではなく、その人の精神的能力の程度と、その行為の性質などによって、個別的に判断せざるを得ない。たとえば、お菓子を買ったら代金を払わなければならない、というのは、比較的幼い子供でも理解可能であろうが、コンピューターのリース契約をしたらどのような権利義務を負うか、などは子供では理解はできないであろう。このように、どの程度の判断能力を要求されるかは、場合によって大きく異なるのである。

意思能力のない人の行った行為は**無効**である。自分の行為の結果を判断できない人に、その責任を負わせることはできないからである。しかし、ある人が取引をする場合、その相手方にとって、その人に意思能力があるのかないのかを判断することは決して容易ではない。

1 重要語句

a 私的自治の原則

日本民法がよって立つ法原理は、市場経済を基礎とした自由主義・資本主義社会の法原理であり、そこでは、私人の生活関係について「私的自治の原則」が支配する。要するに、各個人が自由に財産を取得し、支配し、処分できること、財産、取引を巡る法律関係は、公権力の干渉を受けることなく、個々人の意思に基づいて自由に設定できることが私的自治の原則である。

b 意思

「意志」と書かないように注意。意思については、様々な議論があるが、詳細については後に「意思表示」を取り扱うときに説明する。

c 意思能力

要するに、自己の行為の結果を判断できる能力のこと。人間の意思能力は通常7歳くらいから備わるとされているが、無論個人差がある上、一般的に意思能力を論じる意味はなく、意思能力の有無は常に問題となる行為との関係で判断されなければならない。本文にあるように、個々の取引に際して相手方に意思能力があるかないかを判断するのは難しい（一見正常に見える人でも、もしかすると精神病などで意思能力がないかもしれない）。そこで、意思能力を欠いていたり、意思能力が不十分であったりする蓋然性の高い人を典型的にまとめて取り扱い、本人を保護するとともに、取引の相手方をも保護する制度として、次に学ぶ「行為能力制度」が存在する。

d 無効

「法律行為」を扱う際に詳しく述べるが、ある行為について、法律上予定されていた効果が生じることが一切否定され、法律的に意味がなくなること。行為の時に遡って無効とされるのが原則である。